⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, infrastructure, Transport and Tourism, 3―3―1 Honcho Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

別表１　本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（上記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに次のとおりとする。

①　入札説明書の交付期間　公告の日から令和８年12月21日午後３時まで

②　一次審査の申請書等の提出期限　令和８年７月29日正午まで

②′　二次審査の申請書等の提出期限　令和８年10月８日正午まで

③　入札の締切　令和８年12月21日午後３時まで

④　開札日時　令和９年１月５日午前10時30分

⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　競争参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札書の提出期限日まで（利付国債の提供の場合は、令和８年12月３日まで）

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）、「新技術導入促進（Ｉ）型」、「技術提案簡易評価型」、「技術提案簡易評価型」、余裕期間制度（フレックス方式）」、「参加表明段階で技術者の資料を求めない方式の試行工事」、「建設業法第26条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者及び建設業法第26条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例の監理技術者等」）の配置を認めない工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

令和８年７月17日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　橋本　雅道

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　Ｒ８国道246号厚木秦野道路厚木バイパス橋上部工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　神奈川県厚木市三田地先

⑷　工事内容

橋種：鋼２径間連続少数鈑桁橋

橋長：83.0m　支間長：２@40.5m

工場製作工　約266ｔ、工場製品輸送工１式、鋼橋架設工　１式、架設工（クレーン架設）　１式、支承工　12個、床版工　約564㎡、橋梁現場塗装工　約200㎡、橋梁付属物工　１式、鋼橋足場等設置工　１式、仮設工　１式

⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。

全体工期：契約締結の翌日から令和11年３月30日まで

⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約266ｔ

⑺　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」、「賃上げの実施に関する評価」、「ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に申請書と合わせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を、落札前まで延伸する試行工事である。

⑻　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表―１による。

①　「工事環境の改善」実施工事

②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事

③　工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事

④　建設リサイクル法対象工事

⑤　総価契約単価合意方式

⑥　出来高部分払方式

⑦　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置対象工事

⑧　「設計審査会」の設置対象工事

⑨　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事

⑩　ＩＣＴ活用工事【構造物工（橋梁上部）】【施工者希望Ⅱ型】

⑪　ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事【発注者指定型】

⑫　工事工程表の開示の試行工事

⑬　新技術導入促進（Ｉ）型

⑭　技術提案簡易評価型

⑮　「生産性向上チャレンジ」試行工事

⑯　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

⑰　条件明示チェックリスト開示の試行工事

⑱　契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックについて（試行）

⑲　参加表明段階で技術者の資料を求めない方式の試行工事

⑳　直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査試行工事

㉑　猛暑期間を休工とする試行工事

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成23年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

下記の㋐～㋓の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上。）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事であること。ただし、いずれの場合も橋を構成する主要な部材が鋼であること。

㋑　橋梁型式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が30m以上の工事であること。

㋓　鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。

ただし、上記㋐～㋒は同一工事とし、㋓は別工事でもよい。なお、㋓を別工事とする場合、㋐を満たすこと。

ただし、申請できる同種工事の施工実績は２件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。